

令和4年6月

潟上市財政報告書

秋田県 潟上市

1 収入及び支出の概況

(令和4年3月31日現在)

(1) 一般会計

歳入

(単位：千円、%)

区 分	予 算 現 額			収 入 済 額			収 入 率 (B)/(A)
	9 月 末 予 算 現 額	補 正 予 算 額	計 (A)	上 半 期 4/1~9/30	下 半 期 10/1~3/31	計 (B)	
1 市 税	2,731,335	0	2,731,335	1,760,204	1,003,894	2,764,098	101.2
2 地 方 譲 与 税	139,162	10	139,172	43,894	100,446	144,340	103.7
3 利 子 割 交 付 金	2,000	0	2,000	1,016	784	1,800	90.0
4 配 当 割 交 付 金	5,000	0	5,000	1,296	7,608	8,904	178.1
5 株 式 等 譲 渡 金 所 得 割 交 付 金	5,000	0	5,000	0	12,322	12,322	246.4
6 法 人 事 業 税 金 交 付 金	14,000	0	14,000	12,308	11,038	23,346	166.8
7 地 方 消 費 税 金 交 付 金	662,000	0	662,000	392,455	345,961	738,416	111.5
8 自 動 車 税 環 境 性 能 割 交 付 金	7,000	0	7,000	2,804	4,327	7,131	101.9
9 地 方 特 例 交 付 金	24,000	0	24,000	37,373	10,521	47,894	199.6
10 地 方 交 付 税	5,851,098	783,512	6,634,610	4,415,148	2,219,462	6,634,610	100.0
11 交 通 安 全 対 策 特 別 交 付 金	3,000	0	3,000	1,586	1,394	2,980	99.3
12 分 担 金 及 び 負 担 金	32,177	0	32,177	12,615	15,131	27,746	86.2
13 使 用 料 及 び 手 数 料	170,589	0	170,589	90,468	84,283	174,751	102.4
14 国 庫 支 出 金	2,471,210	1,187,013	3,658,223	921,193	2,031,321	2,952,514	80.7
15 県 支 出 金	1,160,140	34,327	1,194,467	285,993	441,699	727,692	60.9
16 財 産 収 入	2,387	54,016	56,403	56,385	480	56,865	100.8
17 寄 付 金	1	71,000	71,001	10,399	63,717	74,116	104.4
18 繰 入 金	457,636	204,188	661,824	0	627,962	627,962	94.9
19 繰 越 金	563,059	432,535	995,594	995,594	0	995,594	100.0
20 諸 収 入	245,124	4,914	250,038	40,162	183,789	223,951	89.6
21 市 債	1,645,300	29,700	1,675,000	0	1,351,200	1,351,200	80.7
歳 入 合 計	16,191,218	2,801,215	18,992,433	9,080,893	8,517,339	17,598,232	92.7

* 予算現額、収入済額に前年度からの繰越明許費、事故繰越分を含む。

(令和4年3月31日現在)

歳 出

(単位：千円、%)

区 分	予 算 現 額			支 出 済 額			支出率 (B)/(A)
	9 月 末 予 算 現 額	補 正 予 算 額	計 (A)	上 半 期 4/1~9/30	下 半 期 10/1~3/31	計 (B)	
1 議 会 費	170,967	△ 9,562	161,405	90,688	68,196	158,884	98.4
2 総 務 費	1,769,352	1,228,791	2,998,143	659,377	2,102,479	2,761,856	92.1
3 民 生 費	6,670,144	1,137,511	7,807,655	3,455,092	3,739,484	7,194,576	92.1
4 衛 生 費	1,353,263	38,103	1,391,366	526,327	773,434	1,299,761	93.4
5 労 働 費	85	0	85	60	0	60	70.6
6 農林水産業費	480,597	△ 1,665	478,932	228,272	226,596	454,868	95.0
7 商 工 費	300,296	8,470	308,766	173,798	124,128	297,926	96.5
8 土 木 費	1,414,743	448,849	1,863,592	576,347	968,931	1,545,278	82.9
9 消 防 費	900,959	180	901,139	461,806	428,056	889,862	98.7
10 教 育 費	1,234,880	△ 27,092	1,207,788	558,609	552,148	1,110,757	92.0
11 災 害 復 旧 費	3,000	14	3,014	2,387	627	3,014	100.0
12 公 債 費	1,880,622	△ 18,766	1,861,856	932,058	928,300	1,860,358	99.9
13 予 備 費	12,310	△ 3,618	8,692	0	0	0	0.0
歳 出 合 計	16,191,218	2,801,215	18,992,433	7,664,821	9,912,379	17,577,200	92.5

* 予算現額、支出済額に前年度からの繰越明許費、事故繰越分を含む。

* 補正予算額に予備費支出及び流用増減額を含む。

(2) 特別会計

(令和4年3月31日現在)

(単位：千円、%)

区 分	予算現額 (A)	収 入 済 額			収入率 (B)/(A)	支 出 済 額			支出率 (C)/(A)	収支差引額 (B) - (C)
		上半期	下半期	計 (B)		上半期	下半期	計 (C)		
国民健康保険事業特別会計	3,812,286	2,026,939	1,566,735	3,593,674	94.3	1,226,648	2,246,198	3,472,846	91.1	120,828
後期高齢者医療特別会計	370,302	176,219	189,623	365,842	98.8	84,602	279,512	364,114	98.3	1,728
介護保険事業特別会計	4,150,046	2,010,368	2,059,958	4,070,326	98.1	1,615,503	2,351,496	3,966,999	95.6	103,327
豊川財産区特別会計	5,141	206	4,931	5,137	99.9	94	4,831	4,925	95.8	212
下虻川財産区特別会計	615	294	317	611	99.3	128	408	536	87.2	75
和田妹川財産区特別会計	2,011	484	1,524	2,008	99.9	1,181	353	1,534	76.3	474
飯塚財産区特別会計	921	364	554	918	99.7	154	464	618	67.1	300
合 計	8,341,322	4,214,874	3,823,642	8,038,516	96.4	2,928,310	4,883,262	7,811,572	93.6	226,944

* 予算現額、収入済額、支出済額には前年度からの繰越明許費を含む。

* 収入済額、支出済額の上半期は4月1日から9月30日、下半期は10月1日から3月31日までの実績数値である。

2 住民負担の状況

(令和4年3月31日現在)

(単位：千円、%、円)

区 分	調定額 (千円)		収入済額 (千円)		収入率 (%)		一人当たり負担額 (円)	
	上半期	下半期	上半期	下半期	上半期	下半期	上半期	下半期
	(A)	(B)	(C)	(D)	(C)/(A)	(D)/(B)	(C)/人口	(D)/人口
市 民 税	1,266,908	1,333,692	529,831	1,134,097	41.8	85.0	16,476	35,482
個 人 分	1,181,224	1,188,006	447,014	991,810	37.8	83.5	13,901	31,030
法 人 分	85,684	145,686	82,817	142,287	96.7	97.7	2,575	4,452
固 定 資 産 税	1,346,607	1,346,253	1,004,121	1,280,339	74.6	95.1	31,225	40,057
固 定 資 産 税	1,343,958	1,343,604	1,001,472	1,277,690	74.5	95.1	31,142	39,974
国 有 資 産 等 金 所 在 市 交 付 金	2,649	2,649	2,649	2,649	100.0	100.0	82	83
軽 自 動 車 税	113,900	115,704	106,889	111,363	93.8	96.2	3,324	3,484
市 た ば こ 税	109,238	220,891	109,238	220,692	100.0	99.9	3,397	6,905
鉦 産 税	36	73	36	73	100.0	100.0	1	2
特 別 土 地 保 有 税	0	0	0	0	0.0	0.0	0	0
入 湯 税	10,089	17,535	10,089	17,535	0.0	100.0	314	549
合 計	2,846,778	3,034,148	1,760,204	2,764,099	61.8	91.1	49,144	77,632

* 上半期は令和3年9月末、下半期は令和4年3月末の実数である。

* 一人当たり負担額は、9月末、3月末の住民基本台帳人口から算出している。

(令和3年9月末 32,158人、令和4年3月末 31,963人)

9月末住基人口 32,158 人

3月末住基人口 31,963 人

3 財産、市債及び一時借入金現在高（令和4年3月31日現在）

- (1) 有価証券 802 千円
- (2) 出資金 307,814 千円
- (3) 基金 3,575,586 千円

(内 訳)

(単位：千円)

・財政調整基金	1,587,565	・減債基金	109,965
・合併振興基金	681,405	・豊川財産区財政調整基金	40,974
・ふるさと応援基金	148,872	・下虻川財産区財政調整基金	300
・国保財政調整基金	630,431	・和田妹川財産区 財政調整基金	2,692
・国保高額療養費及び 出産費貸付基金	13,000	・飯塚財産区財政調整基金	1,444
・介護給付費準備基金	327,111	・森林環境譲与税基金	10,125
・新型コロナウイルス感染症対策 利子補給基金	4,802	・過疎地域持続的発展基金	16,900

(4) 市債及び一時借入金の現在高

①市債現在高

(単位：千円)

区 分	現在高	内 訳					
		財務省	ゆうちょ銀行	金融機構	市中銀行	その他の 金融機関	秋田県
普通会計	18,626,064	4,387,619	215,532	451,715	12,514,577	1,056,621	0
水道会計	2,451,350	2,020,976		430,374			
下水道会計	6,290,615	2,568,035	536,333	1,915,067	1,110,264	160,916	
農業集落 排水事業	612,070	342,749		241,929	26,852	540	
下水道事業	5,645,270	2,192,011	536,333	1,673,138	1,083,412	160,376	
合併処理 浄化槽事業	33,275	33,275					
合 計	27,368,029	8,976,630	751,865	2,797,156	13,624,841	1,217,537	0

②一時借入金現在高

- ・一般会計及び各特別会計の3月末の一時借入金はありません。

(5) 債務負担行為の状況

- ・令和4年以降の支出予定額 1,076,784 千円

令和3年度

水道事業業務状況報告書

(令和3年10月1日～令和4年3月31日)

秋田県潟上市

1. 事業概要

(1) 業務の状況

ア. 給水の状況

項目	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和2年度との比較	
					件	%
給水件数	10,851 ^件	10,927 ^件	11,005 ^件	11,149 ^件	144 ^件	1.31%
配水量	3,053 ^{千m³}	2,905 ^{千m³}	2,999 ^{千m³}	3,042 ^{千m³}	43 ^{千m³}	1.43%
有収水量	2,502 ^{千m³}	2,495 ^{千m³}	2,518 ^{千m³}	2,483 ^{千m³}	△ 35 ^{千m³}	△ 1.39%
有収率	81.95%	85.89%	83.97%	81.78%	△ 2.19%	△ 2.61%
給水収益	525,120 ^{千円}	528,380 ^{千円}	536,986 ^{千円}	529,923 ^{千円}	△ 7,063 ^{千円}	△ 1.32%

(2) 建設工事の概要(繰越事業含)

(単位 千円)

主な発注済工事(50万円以上)	予算額	契約額	契約日
ア. 取水施設整備事業			
昭和浄水場2号取水ポンプ更新工事	5,687	4,752	R3.7.1
一向浄水場No.1.2.3取水井戸更新工事	2,207	1,848	R3.6.2
天王浄水場No.1.4取水井戸更新工事	5,159	4,939	R3.6.9
イ. 浄水施設整備事業			
昭和浄水場浄水残塩計・PH計更新工事	7,700	6,050	R3.10.6
天王浄水場監視システムサーバ更新工事	9,350	8,470	R3.9.7
出戸浄水場No.1急速ろ過機配管改修工事	19,250	17,600	R3.7.27
出戸浄水場フェンス更新工事	9,669	9,845	R3.6.9
鶴沼台浄水場高圧気中開閉器更新工事	2,464	1,397	R3.5.19
鶴沼台浄水場非常用発電機バッテリー更新工事	1,265	1,210	R3.5.11
ウ. 配水施設整備事業			
株山増圧ポンプ場給水ユニットポンプ更新工事	19,800	14,135	R3.7.27
金山送水ポンプ場監視子局装置設置工事	7,920	7,700	R3.9.10
二田地区配水管布設工事	2,816	1,815	R3.6.2
エ. 営業設備費			
上下水道料金システムサーバー更新	3,135	2,420	R3.6.2
料金改定算定ソフト	1,650	1,617	R3.9.7
オ. 設計業務委託			

2. 経理の状況

(1) 予算の執行状況(消費税及び地方消費税込)

①収益的収入及び支出

科目		予算額(A)	執行額(B)	予算残高 (A-B)	執行率 (B/A)
		千円	千円	千円	%
収入	1.水道事業収益	581,228	601,485	△ 20,257	103.49
	1.営業収益	540,774	555,437	△ 14,663	102.71
	2.営業外収益	40,452	46,048	△ 5,596	113.83
	3.特別利益	2	0	2	0.00
支出	1.水道事業費用	594,337	541,070	53,267	91.04
	1.営業費用	502,817	475,954	26,863	94.66
	2.営業外費用	46,199	45,982	217	99.53
	3.特別損失	43,547	19,134	24,413	43.94
	4.予備費	1,774	0	1,774	0.00

②資本的収入及び支出

科目		予算額(A)	執行額(B)	予算残高 (A-B)	執行率 (B/A)
		千円	千円	千円	%
収入	1. 資本的収入	45,602	45,598	4	99.99
	1.企業債	1	0	1	0.00
	2.出資金	45,598	45,598	0	100.00
	3.負担金	1	0	1	0.00
	4.固定資産売却代金	1	0	1	0.00
	5.その他資本収入	1	0	1	0.00
支出	1.資本的支出	298,488	283,757	14,731	95.06
	1.建設改良費	98,986	84,256	14,730	85.12
	2.企業債償還金	199,502	199,501	1	100.00

③たな卸資産購入限度額

科目	予算額(A)	執行額(B)	予算残高 (A-B)	執行率 (B/A)
	千円	千円	千円	%
たな卸購入限度額	10,512	6,720	3,792	63.93

(2) 企業債機関別償還状況

借入先	前年度末残高	借入金	償還金	令和4年3月末 現在未償還残高
	千円	千円	千円	千円
財 務 省	2,174,485	0	153,509	2,020,976
地方公営企業等金融機構	476,366	0	45,992	430,374
合 計	2,650,851	0	199,501	2,451,350

(3) 一時借入金の状況

借入実績なし

令和4年度 潟上市水道事業会計予算

(総 則)

第1条 令和4年度 潟上市水道事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

(1) 給水戸数	11,169 戸
(2) 年間総配水量	2,985,335 m ³
(3) 一日平均配水量	8,179 m ³
(4) 主要な建設改良事業	
○ 取水設備費	14,724 千円
○ 浄水設備費	520,387 千円
○ 配水設備費	83,457 千円

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

	収	入	
第1款 水道事業収益			570,666 千円
第1項 営業収益			533,328 千円
第2項 営業外収益			37,336 千円
第3項 特別利益			2 千円
	支	出	
第1款 水道事業費用			525,089 千円
第1項 営業費用			474,128 千円
第2項 営業外費用			40,957 千円
第3項 特別損失			4 千円
第4項 予備費			10,000 千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。(資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額204,345千円は、過年度分損益勘定留保資金63,503千円、当年度分損益勘定留保資金120,842千円、建設改良積立金20,000千円で補てんするものとする。)

	収	入	
第1款 資本的収入			617,691 千円
第1項 企業債			436,200 千円
第2項 出資金			47,097 千円
第3項 負担金			1 千円
第4項 補助金			134,391 千円
第5項 固定資産売却代金			1 千円
第6項 その他資本収入			1 千円
	支	出	
第1款 資本的支出			822,036 千円
第1項 建設改良費			619,427 千円
第2項 企業債償還金			202,609 千円

(継続費)

第5条 継続費の総額及び年割額は、次のとおりと定める。

款	項	事業名	総額	年度	年割額
1. 資本的支出	1. 建設改良費	(仮称)新天王浄水場整備事業	1,445,818千円	令和4年度 令和5年度	570,756千円 875,062千円

(企業債)

第6条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
(仮称)新天王浄水場整備事業	436,200千円	証書借入 または 証券発行	3.5%以内(ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	政府資金についてはその融資条件により、銀行その他の場合はその債権者と協定するところによる。ただし、市財政の都合により据置期間及び償還期間を短縮し、もしくは繰上償還又は低利に借換えすることができる。

(一時借入金)

第7条 一時借入金の限度額は、150,000千円と定める。

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第8条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1) 予定額に過不足を生じた場合における同一款内で、これらの経費の各項間の流用

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第9条 次に掲げる経費については、その経費の金額を、それ以外の経費の金額に流用し、又はそれ以外の経費をその経費の金額流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

(1) 職員給与費

37,221 千円

(他会計からの補助金)

第10条 簡水企業債、上水道債、児童手当に充てるため一般会計からこの会計へ補助を受ける金額は、6,247千円である。

(たな卸資産の購入限度額)

第11条 たな卸資産の購入限度額は、7,396千円と定める。

令和3年度

下水道事業業務状況報告書

(令和3年10月1日～令和4年3月31日)

秋田県潟上市

1. 事業の概況

(1) 業務の状況

項目	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和2年度比較	
					千m ³	%
総処理水量	—	3,159	3,522	3,373	△ 149	△ 4.23
有収水量	—	2,695	2,718	2,699	△ 19	△ 0.70
下水道等使用料	—	461,552	471,667	469,736	△ 1,931	△ 0.41

(2) 建設工事の概要(繰越事業含)

(単位:千円)

主な発注済工事(50万円以上)	予算額	契約額	契約日
ア.公共下水道事業 槐袋地区管渠布設工事	3,630	2,693	R03.08.05

(3) 建設負担金の概要(繰越事業含)

(単位:千円)

主な建設負担金(50万円以上)	予算額	負担額	支払日
ア.秋田湾・雄物川流域下水道事業 流域下水道事業建設負担金	24,313	4,896	R04.03.17
流域下水道事業建設負担金(繰越)	34,943	34,943	R04.02.17

2. 経理の状況

(1) 予算の執行状況(消費税及び地方消費税込)

①収益的収入及び支出

科 目		予算額(A)	執行額(B)	予算残高 (A-B)	執行率 (B/A)
		千円	千円	千円	%
収 入	1.下水道事業収益	1,086,782	1,089,570	-2,788	100.26
	1.営業収益	452,212	480,406	-28,194	106.23
	2.営業外収益	634,562	609,164	25,398	96.00
	3.特別利益	8	0	8	0.00
支 出	1.下水道事業費用	1,086,442	1,044,173	42,269	96.11
	1.営業費用	944,154	928,395	15,759	98.33
	2.営業外費用	140,880	115,506	25,374	81.99
	3.特別損失	8	272	-264	3,400.00
	4.予備費	1,400	0	1,400	0.00

②資本的収入及び支出

科 目		予算額(A)	執行額(B)	予算残高 (A-B)	執行率 (B/A)
		千円	千円	千円	%
収 入	1.資本的収入	487,052	465,080	21,972	95.49
	1.企業債	287,600	265,800	21,800	92.42
	2.出資金	111,073	111,073	0	100.00
	3.補助金	87,224	87,224	0	100.00
	4.負担金	1,151	983	168	85.40
	5.その他資本収入	4	0	4	0.00
支 出	1.資本的支出	742,549	720,935	21,614	97.09
	1.建設改良費	78,878	57,272	21,606	72.61
	2.企業債償還金	663,671	663,663	8	100.00

(2) 企業債機関別償還状況

借 入 先	前年度末残高	本年度借入高	本年度償還高	本年度末残高
	千円	千円	千円	千円
財 務 省	2,803,307	9,800	245,072	2,568,035
日本郵政グループ	626,847	0	90,514	536,333
地方公共団体金融機構	2,091,786	39,600	216,319	1,915,067
秋 田 銀 行	987,976	216,400	94,112	1,110,264
秋 田 信 用 金 庫	178,562	0	17,646	160,916
合 計	6,688,478	265,800	663,663	6,290,615

(3) 一時借入金の状況

借入実績なし

令和4年度 潟上市下水道事業会計予算

(総 則)

第1条 令和4年度 潟上市下水道事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

(1) 排水戸数	11,442 戸
(2) 年間総処理水量	3,359,924 m ³
(3) 一日平均処理水量	9,205 m ³
(4) 主要な建設改良事業	
○ 管路建設改良費	126,000 千円
○ 流域下水道建設負担金	20,622 千円

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

	収	入
第1款 下水道事業収益		1,046,951 千円
第1項 営業収益		456,354 千円
第2項 営業外収益		590,589 千円
第3項 特別利益		8 千円
	支	出
第1款 下水道事業費用		1,046,951 千円
第1項 営業費用		922,700 千円
第2項 営業外費用		122,843 千円
第3項 特別損失		8 千円
第4項 予備費		1,400 千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。(資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額252,789千円は、過年度分損益勘定留保資金64,246千円及び当年度分損益勘定留保資金188,543千円で補てんするものとする。)

	収	入
第1款 資本的収入		545,565 千円
第1項 企業債		307,800 千円
第2項 出資金		115,064 千円
第3項 補助金		122,019 千円
第4項 負担金		678 千円
第5項 その他資本収入		4 千円
	支	出
第1款 資本的支出		798,354 千円
第1項 建設改良費		146,622 千円
第2項 企業債償還金		651,732 千円

(債務負担行為)

第5条 債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は、次のとおりと定める。

事 項	期 間	限 度 額
令和4年度水洗便所等改造資金 融資あっせん補助金交付	令和5年度から 令和9年度まで	令和4年度に公共下水道等への接続を行った場合、水洗便所等改造資金として1,000千円を限度に融資あっせんした額の60ヶ月以内元金均等償還で年利5.0%以内の利子に相当する額の利子補給

(企業債)

第6条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

起債の目的	限度額	起債の方法	利 率	償還の方法
特定環境保全公共下水道事業	77,500 千円	証書借入 または 証券発行	3.5%以内(ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	政府資金については、その融資条件により、銀行その他の場合はその債権者と協定するところによる。ただし、市財政の都合により据置期間及び償還期間を短縮し、もしくは繰上償還又は低利に借換えすることができる。
流域下水道事業	20,600 千円			
資本費平準化債	199,000 千円			
特別措置分	10,700 千円			
計	307,800 千円			

(一時借入金)

第7条 一時借入金の限度額は、300,000千円と定める。

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第8条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1) 予定額に過不足を生じた場合における同一款内で、これらの経費の各項間の流用

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第9条 次に掲げる経費については、その経費の金額を、それ以外の経費の金額に流用し、又はそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

(1) 職員給与費

26,431 千円

(他会計からの補助金)

第10条 経営基盤の強化及び資本費負担の軽減を図るため一般会計からこの会計へ補助を受ける金額は、308,530千円である。